

「静岡県職員次世代育成支援行動計画（H17. 4～H22. 3）」

「ふじのくに職員次世代育成支援行動計画（H22. 4～H27. 3）」の取組状況

意識改革

制度充実

H13～ ◎【職員の家族を対象とした職場見学会】
内容：県庁見学、職場訪問、各種講座・見学・体験

H14～ ◎【職員のための男女共同参画セミナー】
対象：新任の班長、副班長等

H18～ ◎【休暇制度データベース】
公開

H19～ ◎【職員の育児と仕事両立支援ブック】改訂版作成

H20～ ◎【ワーク・ライフ・バランス推進デー】毎月第3金曜日
◎【ワーク・ライフ・バランス推進月間】10月

毎月一回、全庁掲示板で男性職員から募集した「仕事・子育て わたしの両立体験記」「WLBコラム」を紹介
◎【WLB推進月間】
知事メッセージの発信、職員への行動宣言呼び掛け実施

◎【WLB推進デー】
全庁掲示板で、育児休業取得中の男性職員やその家族からの定期コラムの掲載、休暇制度等を紹介
◎【WLB推進月間】
職員のWLB自慢の募集、意識アンケート実施

H22. 6 ◎制度改正周知・啓発のためのパンフレット配布
育児休業等制度改正

H23～ ◎タイムマネジメント講座を実施
◎育児休業者職場復帰支援研修を実施

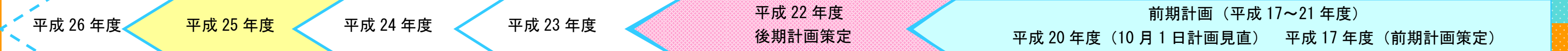
H24～ ◎【男性職員の育児参画促進】
子の出生を間近に控えた男性職員及び所属の人事管理者へ、両立支援制度の説明や取得例などの情報を人事課から直接メールで周知



H25～ ◎【人事管理意見交換会】
各総合庁舎・計7回



◎【男性職員の育児参画促進】
育児休業未取得の男性職員にアンケート等を実施
育児休業取得者と未取得者の交流会を実施
◎【次世代行動計画点検シート】の実施
管理職員を対象に、行動計画における役割や両立支援制度の内容を確認するための点検シートを実施



◎【配偶者出産休暇】・取得日数を2日から3日に拡大
・時間単位での取得可能

◎【育児参加休暇】 新設（5日）

◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】 試行

◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】 正式導入

◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】
・小学生の夏休み・冬休み・春休み等に放課後児童クラブ等に送るために赴く職員を対象に追加

◎【修学のための早出勤務】 新設

◎【育児短時間勤務制度】新設

◎【勤務時間短縮】
（8時間から7時間45分へ）

◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】
・里子・配偶者の子を対象に追加

◎【時間外勤務代休時間制度】の新設

◎【夏季休暇】取得促進に向けて対象期間の拡大

◎【育児休業等】の配偶者要件を緩和
・配偶者が育児休業取得中又は専業主婦（夫）であつても取得可能に

◎【時間外勤務免除制度】新設

◎【短期介護休暇】の新設

◎【看護休暇】の拡大
・小学校就学前の子が2人以上いる場合には10日に

◎【育児休業等】の対象者を拡大
・一定の要件を満たす非常勤職員等も対象者に

◎【育児休業】取得促進

◎【看護休暇】の拡大
・中学校就学前の子が2人以上いる場合には10日に

◎【家族休暇】の取得要件の拡大
PTA活動や学級閉鎖時の子の世話等取得要件に追加

◎【年次有給休暇】の取得単位（午前・午後）の追加

◎【妊娠障害休暇】の拡充
医師等から休業の指導があつた期間、取得可能に

◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】
養育を要件とする対象を小学校三年生までに拡大